

能代市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏の大学等を卒業した学生の本市への移住を伴う秋田県内への就職を支援するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う能代市地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業又は修了して本市に移住する見込みの者に対し予算の範囲内で交付する、能代市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、秋田県が定める第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

2 この告示において「大学等」とは、大学又は大学院をいう。

3 この告示において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

4 この告示において「勤務地限定型社員」とは、勤務する地域が秋田県内に限定されている社員をいう。

(支援金の種類及び対象経費)

第3条 支援金は、次の各号に掲げる種類に区分するものとし、その対象経費は、当該各号に定める経費とする。

(1) 交通費 大学等への入学後に行った、自らの秋田県内への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等に係る任意の1回分の交通費（原則、公共交通機関の利用に要した費用に限るものとし、公共交通機関が利用できない等特段の事情によりタクシーの利用がやむを得ないと市長が認めた場合は、タクシーの利用に要した経費を含む。）

(2) 移転費 能代市への移住に係る移転に要した任意の1回分の実費

(交付金額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交通費 対象経費から、企業・団体等から受けた補助額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、これを切

り捨てた額とし、1万7,220円を上限とする。)

- (2) 移転費 対象経費から、企業・団体等から受けた補助額を控除した額又は10万8,000円のうちいずれか低い額
(交付対象者)

第5条 交付対象者の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、申請時において、これらの要件のいずれにも該当している者を交付対象者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当していること。
- ア 移住元に関する要件 (次に掲げる事項をいう。) のいずれにも該当していること。
 - (ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く。)の大学等の学部に在学 (大学の場合は原則4年以上の在学、大学院の場合は原則2年以上の在学とする。)をし、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費の申請については、在学中かつ卒業見込みの場合も対象とする。
 - (イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。
 - イ 移住先に関する要件 (次に掲げる事項をいう。) のいずれにも該当していること。
 - (ア) 能代市に移住したこと。ただし、交通費の申請については、勤務地が秋田県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
 - (イ) 大学等の卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
 - (ウ) 能代市に、支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業又は修了後に次号の要件を満たす企業に就職し、能代市に移住する意思を有していること。
 - ウ その他の要件 (次に掲げる事項をいう。) のいずれにも該当していること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を

離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、県及び市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当していること。

ア 就業先に関する要件（次に掲げる事項をいう。）のいずれにも該当していること。

（ア）勤務地が秋田県内に所在する企業等に前号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

（ウ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ）官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費又は移転費が支給される場合は対象外とする。）でないこと。

イ 身分に関する要件（次に掲げる事項をいう。）に該当していること。

（ア）国家公務員でないこと。

ウ 就業条件等に関する要件（次に掲げる事項をいう。）のいずれにも該当していること。

（ア）週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ）勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付回数）

第6条 支援金の交付回数は、交通費及び移転費のそれぞれにつき、1人1回を限度とする。

（交付の申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、能代市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
 - (2) 移住元の住所を確認できるもの
 - (3) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - (4) 交通費又は移転費の領収書及びその内訳の分かるもの
 - (5) 卒業・修了証明書（県内に就職した者が申請する場合に限る。）
 - (6) 就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第2号）（県内に就職した者が申請する場合に限る。）
 - (7) 在学証明書又は卒業・修了証明書（在学中に交通費を申請する場合に限る。）
 - (8) 内定証明書（様式第3号）（在学中に交通費を申請する場合に限る。）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を行うことができる期間は、当該申請に係る企業への就業開始日から当該日が属する年度の2月15日までの間とする。
- ただし、在学中に交通費を申請する場合にあっては、当該申請に係る企業の内定を受けた日から当該日が属する年度の2月15日までの間とする。
- （交付の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、能代市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた申請者に対し、支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、能代市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当した場合は、当該各号に定める額（その額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合は、この限りでない。

（1） 次に掲げるいずれかの要件に該当した場合 支援金の全額

ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 前条に規定する報告等を求められた場合において、正当な理由がないにも

かかわらず、その対応を行わない場合

ウ 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき。

エ 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から 1 年以内に本市に転入しなかったとき（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）。

オ 就業開始日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から 3 月以内に秋田県内の別の企業に就業する場合を除く。）

カ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から 3 年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合

（2） 転入日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から 3 年以上 5 年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合 支援金の半額

2 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内他市町村へ転出した場合は、県に意見を聞いた上で、当該交付を受けた者が前項第 1 号カの要件に該当する場合にあっては支給額の 4 分の 3 の額について、当該交付を受けた者が同項第 2 号の要件に該当する場合にあっては支給額の半額の 4 分の 3 の額について、返還を求めることができる。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。